

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏名	江川 章
所属又は職業等	いわき市漁業協同組合組合長 福島県機船底曳網漁業協同組合連合会 理事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

福島県の沿岸漁業では、ヒラメ稚魚の放流、漁獲サイズ規制（震災前 30cm）に
取組み漁業者自ら自主的な資源管理に努めてきた。
本資源は、本県沿岸漁業の水揚げ金額においても重要であり、今後も水揚量を
増やしていく魚種である。TAC の設定によりが水揚げ増加の妨げにならないよう
配慮を願う。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

サイズ規制（30cm（震災前））、種苗放流（県下海域 100 万尾）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏名	今野 智光
所属又は職業等	相馬双葉漁業協同組合代表理事組合長 福島海区漁業調整委員会 会長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

福島県相馬双葉海域においてヒラメは多くの漁法により漁獲され、資源を利用する漁業者が最も多い魚種の一つである。従来より県では全国に先駆けたヒラメ全長 30cm 規制やヒラメ種苗放流等の資源管理に取り組んできた。

原子力発電事故以降、本県漁業においては、規模を縮小して操業を実施してきており（令和3年3月末で試験操業終了、令和3年4月以降は本格的な操業に向けた取組みへと移行）、操業回数の減少による漁獲圧の低下等により本県海域のヒラメ資源量は増大しており、太平洋北部系群の資源量の維持にも貢献していると考えられる。また、相馬双葉漁業協同組合ではこの増えた資源を持続的に活用していくため、現在自主的な取組みとしてヒラメ全長 50cm 規制に取り組んでいる。

福島県の沿岸漁業の復興のためには更なる水揚の拡大が必要であり、本県については、震災前の状況よりヒラメの資源量が増えていることから、さし網船・底曳船共に自主的に水揚げの数量制限をかけている。TACによる規制は避けて頂きたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

自主的に全長 50cm 規制に取り組んでいる。
沖底では 7～8 月の 2 ヶ月間に休漁期間を設けている。
本県では従来より 100 万尾を目標とした種苗放流に取り組んでいる。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏名	福島県
所属又は職業等	福島県

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

福島県沿岸漁業は、福島第一原子力発電所事故の影響により、平成 23 年 3 月から操業自粛を余儀なくされた。平成 24 年 6 月から安全が確認された種を対象として、試験的に小規模な操業と販売を行い、漁業再開に向けた基礎データを得るための試験操業が開始され、令和 3 年 3 月まで実施されてきた。現在は、福島県水産物の生産流通が原発事故以前の水準に回復するよう、水揚量・流通量の拡大に取り組んでいる。

ヒラメは、原発事故以降、操業自粛や国による出荷制限により水揚げできなかったが、平成 28 年 10 月から試験操業対象種とされ、漁獲が再開された。ヒラメ漁獲量は平成 30 年 397 トン、令和元年 541 トン、令和 2 年 568 トンと操業の拡大とともに徐々に増加しており、令和 3 年の漁獲量は 598 トン、金額は 484 百万円であった。

福島県における沿岸漁業は、現在、水揚量・流通量の拡大に取り組んでいるが、令和 3 年漁獲量は、平成 22 年の 2 割程度に留まっている。ヒラメは、原発事故以降、漁獲が制限されてきたことから資源量が大きく増えており、漁業の拡大を推し進める上で重要な種である。このため、ヒラメ TAC 管理検討の際は、福島県の漁業復興の後押しとなるよう配慮を求めたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

各県における資源の利用状況・割合等を把握する上で、水揚げ情報や各県海域ごとの資源水準を把握するデータの収集も必要である。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

ヒラメ資源は福島県において重要な漁獲対象資源であることから、持続的な資源利用が可能となるよう精度の高い資源評価が必要となる。このため、調査を実施するにあたり十分な予算措置を求めたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

ヒラメは、福島県において重要な漁獲対象資源であることから、持続的な資源利用が可能となる漁獲シナリオの採択を望む。一方、漁家経営的な側面も考慮が必要であることから、これを反映させたシナリオも提示し、ステークホルダー会議等での協議を求めたい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

福島県ではヒラメ種苗放流を実施しており、全長 100mm 個体を 100 万尾毎年放流することを目標としている。現行の数量管理では、漁獲可能量を各県に割り当てる際、各県の種苗放流個体数やその大きさ等の放流実績が、反映されないことから、種苗放流が漁獲量の増大に直接的に寄与しない。このため、放流実績を加味した漁獲可能量の割り当てになるよう求めたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

福島県におけるヒラメは、漁獲量、金額とも沿岸漁業対象種の中で上位に位置し、多くの漁業者が周年利用する沿岸漁業の重要種である。
平成 5 年から漁業者によるヒラメ水揚規制が進められ、全長 30 cm 未満個体の「とらない、売らない、食べない」が徹底されてきた。平成 28 年からは漁獲可能全長を漁業者自らがさらに引き上げ、小型個体の保護と付加価値向上に努めている。ヒラメ種苗放流は平成 5 年から開始され、毎年約 100 万尾の放流が継続されている。このように福島県におけるヒラメは、漁業者の自主的な管理をもとに持続的な利用が図られている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

沖合底びき網漁業と沿岸漁業（小型底びき網、さし網、はえ縄等）では操業の規模が異なるため意見を別に集約した方が良い。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

ヒラメ資源は、各県の種苗放流個体数やその大きさ等の放流実績が、漁獲可能量の割り当てに反映される仕組みが組み込まれていないことから、種苗放流が漁獲量の増大に直接的に寄与しない。この点を十分に説明し、放流実績が漁獲可能量の割り当ての際、評価されるよう制度の設計を求めたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏名	阿久津 栄作
所属又は職業等	平潟漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・当組合は、福島県と茨城県との県境に位置し、ヒラメを対象とし、沖合底びき網漁業や小型機船底びき網漁業、刺網漁業、釣り漁業などが営まれている。
- ・自身も沖合底びき網漁業を営んでおり、茨城県底曳網漁業協議会員として、休漁期間や体長制限等の規定の遵守など、ヒラメの資源回復及び資源管理に取り組んできた。
- ・ヒラメは茨城県の「県の魚」としてシンボルになっている本県沿岸漁業における重要魚種である。前述のとおりヒラメを対象とする漁業種類は多種類にわたっており、それぞれの漁業者が納得する数量管理は難しいと感じる。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・現在の茨城県で構築している漁獲情報収集システム（市場水揚げデータを県水産試験場を通じ電子的に収集するシステム）で問題ない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・平成23年の福島第一原発の事故をきっかけとした風評被害は現在も完全に払拭できておらず、事故以前と比較し完全な操業回復には至っていない。漁獲可能量の設定にあたっては、原発事故以前のデータまたは最盛期のデータを基に算出していただきたい。
- ・また、他県船が茨城海面で漁獲した分については、本県の漁獲実績に含まれず、設定される漁獲可能量が少なくなると考えられるため、漁業者が不公平を感じないよう考慮いただきたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・前記②に同じ。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・底びき網漁業は混獲が避けられず、網に入った魚を選別・再放流する作業は漁業者にとって大きな負担となるため、数量管理は現実的でない。
- ・重要魚種であるヒラメの漁獲制限だけでも漁業経営上の影響が大きいですが、他魚種の漁獲までも制限されることになりかねない。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・現在、休漁期間や30cm未満魚の再放流を遵守し、種苗放流への協力を行っている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・茨城県底曳網漁業協議会
- ・上記の協議会以外でも、県内でヒラメを漁獲する漁業者全体がTAC管理について理解できるよう説明したうえで、広く意見を聞いていただきたい。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・TAC管理が始まったら漁業者は何をすることになるのか。何をできるのか。難しい制度の説明ではなく、漁業者が理解できるように説明いただきたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・底びき網漁業においては、沖底で19t型、小底で14.9t型の船が主流となっており、両漁業の間において、操業形態や漁獲海域、対象種に以前ほど大きな隔たりが無くなってきている。当組合においてもそれらの乖離は小さくなっており、同一漁協内で同一の漁業種類である底びき網漁業において、大臣管理区分と知事管理区分とで、異なる漁業管理を行うことについて、漁業者の理解を得るのが難しいと感じる部分がある。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・末端の漁民には、今回の仕組みの理解度が低く、もっと理解できるような説明が必要でないかと考える。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏名	長岡 浩二
所属又は職業等	鹿島灘漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・ヒラメは、当地区において底曳網漁業や固定式さし網漁業、遊漁船業により漁獲されるなど高い需要があり、高値で取引されている重要な資源である。
- ・数量管理は、漁獲量の減少がそのまま収入減少につながるという経済的問題や、後継者問題を抱える漁業の特性を考えると、望ましくないと思われる。
- ・福島第一原発の事故をきっかけとした風評被害が完全に払拭できていないなかで数量管理をするのであれば、原発事故以前のデータを基に漁獲可能量を算出してほしい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・現在の茨城県で構築している漁獲情報収集システム（市場水揚げデータを県水産試験場を通じ電子的に収集するシステム）で問題ない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・福島第一原発の事故をきっかけとした風評被害が完全に払拭できていないなかで数量管理をするのであれば、原発事故以前のデータを基に漁獲可能量を算出してほしい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・前記②に同じ。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・数量管理は、漁獲量の減少がそのまま収入減少につながるという経済的問題や、後継者問題を抱える漁業の特性を考えると、望ましくないと思われる。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・全長 30cm 未満の小型魚の再放流、休漁期間の設定のほか、種苗放流に取り組んでいる。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

・ヒラメを漁獲している刺し網漁業者、釣り漁業者、えび板漁業者、遊漁者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

・小型魚の再放流など、既に資源管理の取組を行っているにも関わらず、数量管理を導入しなければならない理由を説明すべきである。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

・前記④に同じ。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

・特になし。

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏名	千葉県漁業協同組合連合会
所属又は職業等	

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

千葉県では、ヒラメ太平洋北部系群は沖合底びき網漁業、小型機船底びき網(板びき網)漁業、刺し網漁業、底曳縄漁業などで漁獲しています。今回、当該魚種がTAC管理の候補魚種になっていることに関し、関係漁業者から様々な疑問の声があることから、結論ありきで進めるのではなく、現場の漁業者の理解と納得を得た上で、慎重に検討するよう求めます。

【資源評価等】

資源評価は漁獲情報を主な情報源として導き出していると聞いていますが、沖合底びき網漁業や小型底びき網漁業の場合、通年同じ魚種を狙っているわけではなく、季節や来遊に応じて様々な魚種を漁獲しているため、単純に漁獲量のデータが資源状況を推定する指標になるのか疑問です。また、市場においても漁獲物の状況によっては、十分に魚種別・銘柄別の仕分けができないケースもあるため、正確な数量把握が難しい状況ではないかと推察されます。

千葉県では1980年代から種苗放流を行っており、その重要性を理解し漁業者も放流事業に参加しています。種苗放流も資源管理の一環と考えますが、種苗放流がヒラメ資源に与えてきた影響について評価してください。その上で、TAC管理の必要性について議論するべきだと考えます。

ヒラメは遊漁の主要な対象魚種になっているため、国は遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべきです。また、仮にTAC管理となった場合に遊漁者や遊漁船業者をどのように管理していくか大きな課題と考えられます。

従来、太平洋中部系群であった夷隅地域以北の千葉県海面が令和3年度から太平洋北部系群に加わりました。

千葉県夷隅地域とそれよりも南部の安房地域はお互いに密接に結びついた地域であり、これまで、種苗放流魚の標識放流でも交流が認められており、資源管理や栽培漁業に連携して取り組んできています。

仮に、TAC管理となった場合、太平洋北部系群に含まれる夷隅地域以北のみにTACが設定されると、管理手法の相違から地域間で深刻なトラブルが起こることが十分に想定されます。

まずは、系群の区域が県内で分かれていることが重要な問題点であることを認識するとともに、系群の区域が変更された理由と管理の考え方について国が関係

漁業者等に丁寧に説明することを求めます。

他の太平洋北部海域の魚種についても共通している部分ですが、現在、福島県は震災からの復興途中であり、今回のTAC管理の議論が復興の妨げにならないか懸念されるところです。さらに、ALPS処理水の問題も解決されていない中で、今、TAC管理の議論を行う時期であるのか疑問に感じています。

【沖合底びき網漁業】

銚子地区の沖合底びき網漁業は、昭和38年には40隻ありましたが、減少を続け、現在では5隻となっています。また平成19年には経営の合理化のため、4経営体を1つにした銚子沖合漁業生産組合を設立するとともに、大型船から小型船への転換を進め、当初の50トン及び70トン型船から現在は4隻が19トン船、1隻が32トン船により操業を行っています。このように厳しい経営環境の中、限られた水産資源を持続的に活用し、経営を行っていくため、既に漁獲努力量の削減が図られてきているところです。このような状況の中で、今回TAC管理の導入の議論がされていますが、漁業者が行ってきた努力が資源評価に十分反映されていないのではと強く懸念しています。

当該漁業で漁獲される魚種は銚子地区だけでも120種類以上にのぼり、ヒラメは重要な魚種となっています。ヒラメにTAC制度を導入した場合、底びき網の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに漁獲するなどTAC数量の超過が危惧されます。仮に数量が超過しないよう漁獲された魚を放流するとしても、生きたまま再放流することは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、漁獲を避けるために操業海域やひき網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の減少を招きかねないと考えています。

操業する海域は沿岸から沖合にかけて様々な漁業が営まれているため、過去に長い年月をかけて操業調整が図られてきたところであり、沖合底びき網漁業としても自分たちの利益だけを求めるのではなく、沿岸漁業の重要資源を対象にした操業を避けるなど、他の漁業に配慮した操業を行ってきました。この結果、例えば、銚子市外川地区のキンメダイ釣り漁業は適切な資源管理を実施するとともに、ブランド化等に取り組み、地域を代表する水産資源としての地位を確立しています。このように、関係者の長年の努力により地域全体の漁業がバランス良く成り立っている状況がある中で、あえてTAC管理を導入することの必要性に疑問を感じているところです。

漁業構造のバランスが崩れ、結果的に日本の漁業の良さでもある漁業と地域の結びつきや、漁法・魚種の多様性が失われるのではないかと懸念しています。

【小型底びき網漁業】

銚子・九十九里地区の小型底びき網漁船は、昭和45年に47隻が操業していましたが、沖合底びき網漁船と同様に減少を続け、現在漁業として営んでいるのは8隻のみになっています。

漁業者は経営環境が厳しくなる中でも、限られた操業場所を有効に活用できるよう、これまでも行政や研究機関と協力して上下2段式の選択網を開発する等の資源を獲りすぎない努力をしています。禁漁期間も3か月と他の漁業より長く、1昼夜操業という操業形態で1月当たりの操業日数も少ない中、数量管理で上限を決めてしまう方法では操業を続けていけません。そもそも様々な魚種を漁獲する日本の底びき網漁業と単一種の数量管理は両立できません。

小型底びき網漁業ではヒラメが漁獲の中心です。漁業者はヒラメ資源が維持できるように、長年種苗放流を実施し、マダイ及びヒラメの水揚金額の1%は放流負担金として負担しています。こうした長年の努力があって今のヒラメ資源や経営状況があります。細やかな漁業調整で成り立っている銚子・九十九里地域の実情や操業形態、数量管理を行うことでのリスクの大きさを理解していただき、浜の漁業者の声をよく聞いたうえで、従来通りの資源管理を推進していくべきだと考えています。

【刺し網漁業・底曳縄漁業】

刺し網漁業においては、網の目合を大きくして商品価値の低い小さなヒラメは抜けるよう（漁獲しないよう）自主的な資源管理を行っています。底曳縄漁業においてもその特性上、漁獲の効率が低いと考えられ、いずれも資源にやさしい漁法であり、他漁業同様に操業隻数や漁獲量も減少している中、このような漁業にTAC管理を導入することに疑問があります。

沿岸漁業者は基本的に季節に応じて来遊する様々な魚を漁獲しており、その時の資源の状況により魚種や漁法も変えています。周年漁獲できるヒラメは刺し網漁業の中では水揚割合も多く、非常に重要な魚種です。また、刺し網漁業も底びき網同様、ヒラメのみを狙って漁獲しないとできません。そのような中、近年は餌となるカタクチイワシの来遊が少なく、ヒラメの来遊も減少しています。沿岸近くまで来遊しないことから、ヒラメがいる沖側に出られず漁を行えない船もあります。しかし、今後、資源が多く来遊すれば漁獲を行います。TAC管理では過去の漁獲実績により配分を決めるとのことですが、実績の多い少ないによる配分は沿岸漁業の特性に合っていないと考えます。仮にTAC管理を導入するのであれば、沿岸漁業の特性に応じ、どのような配分・管理を行うのか明確に示すべきです。また、ヒラメは養殖も盛んにおこなわれてきた魚種であり、魚価は低下の一途を辿っています。漁業者の取組のみで単価を向上させることは非常に困難であり、漁獲量の減少が漁業者の収入減に直結するのは明白です。TACの導入が漁業者を守る結果になるとは到底考えられないため、漁業者が納得できる説明を求めます。

【TAC魚種拡大に関する進め方】

当該魚種に限ったことではありませんが、先にTAC魚種拡大に向けたスケジュールやTAC導入にむけたステップアップ方式が公表されるなど、現場の漁業者の意見が聞かれることなく国において話が進められてきたことに不信感を感じます。当該魚種がTAC管理の候補となっている理由や、仮にTAC魚種に指定された場合にどのような影響があるかについて、国から十分な説明は受けておらず、このまま結論ありきで話が進むことを心配しています。

今後の検討に際しては、漁業者に対する丁寧な説明を行うとともに、漁業者の理解と協力を得た上で検討を進めるように求めます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁業者や漁協の負担増大を招かないよう、全国的に漁獲報告システムの整備が整い、運用が開始された後、TAC導入の可否について検討すべきと考えます。

また、ヒラメは遊漁の主要な対象魚種になっているため、国は遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべきです。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

この設問はTAC管理の実施を前提としたものと考えられますが、この資源にTAC管理が適切かどうか疑問があり、現時点で資源管理目標の導入を論じる段階にないと考えます。

また、(1)に記載のとおり、これまで漁業者が行ってきた漁獲努力量の削減や自主的な資源管理が資源評価に十分反映されていないのではと強く懸念していますので、丁寧な説明をお願いします。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

この設問はTAC管理の実施を前提としたものと考えられますが、この資源にTAC管理が適切かどうか疑問があり、現時点で漁獲シナリオを論じる段階にないと考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

沖合底びき網漁業や小型底びき網漁業では、底びき網の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに漁獲するなどTAC数量の超過が危惧されます。仮に数量が超過しないよう漁獲された魚を放流するとしても、生きたまま再放流することは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、漁獲を避けるために操業海域やひき網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の減少を招きかねないと考えています。

刺し網漁業や底曳縄漁業では、基本的に季節に応じて来遊する様々な魚を漁獲しており、その時の資源の状況により魚種や漁法も変えています。そのような中、近年はヒラメの来遊は少なくほとんど漁を行っていません。しかし、今後、資源が多く来遊すれば漁獲を行うことがあります。TAC管理では過去の漁獲実績により配分を決めるとのことですが、実績の多い少ないによる配分は沿岸漁業の特性に合っていないと考えます。

現場の漁業者等の意見をよく聞き、課題やその対応方法について明確に示した上で検討を進めるよう国に求めます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

(1)に記載のとおり、既に漁獲努力量の削減や自主的な資源管理に取り組んでいます。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：北部太平洋地区

漁業種類：沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、刺し網漁業、底曳縄漁業

関係者等：加工業者、仲買業者、遊漁者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 仮にTAC管理となった場合、太平洋北部系群に含まれる千葉県夷隅地域以北のみにTACが設定されると、管理手法の相違から地域間で深刻な混乱が起こることが考えられます。まずは、系群の区域が県内で分かれていることが重要な問題点であることを認識するとともに、系群の区域が変更された理由と管理の考え方について国が関係漁業者等に丁寧に説明することを求めます。
- ・ ヒラメは遊漁の主要な対象魚種になっているため、国は遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべきです。また、仮にTAC管理となった場合に遊漁者や遊漁船業者をどのように管理していくか説明してください。
- ・ ヒラメにTAC制度を導入した場合、底びき網の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに漁獲するなどTAC数量の超過が危惧されます。仮に数量が超過しないよう漁獲された魚を放流するとしても、生きたまま再放流することは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、漁獲を避けるために操業海域やひき網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の減少を招きかねないと考えています。これらの問題の対応について説明してください。
- ・ TAC管理では過去の漁獲実績により配分を決めるとのことですが、実績の多い少ないによる配分は沿岸漁業の特性に合っていないと考えます。仮にTAC管理を導入するのであれば、沿岸漁業の特性に応じ、どのような配分・管理を行うのか説明してください。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

この資源にTAC制度を導入することが適切かどうか疑問があり、TAC管理を前提とした管理対象を論じる段階にはないと考えます。一方、仮にTAC管理となった場合、太平洋北部系群に含まれる千葉県夷隅地域以北のみにTACが設定されると、管理手法の相違から地域間で深刻な混乱が起こることが考えられます。まずは、系群の区域が県内で分かれていることが重要な問題点であることを認識するとともに、系群の区域が変更された理由と管理の考え方について国が関係漁業者等に丁寧に説明することを求めます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヒラメ太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏名	玉置泰司
所属又は職業等	一般社団法人日本定置漁業協会 専務理事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

千葉県夷隅地域以北の県別漁業種類別漁獲量について、少なくとも過去3年分は資源評価報告書に掲載して欲しい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

県別のTACが上限に達するなど、ヒラメの漁獲制限が行われる場合、定置網でヒラメが混獲した際に、ヒラメの水揚げが一切認められないとなると、箱網内の魚種構成としてヒラメが大半である場合であれば逃がすことも可能であるが、その他の魚種の割合も多い場合には、定置網の漁法特性から他の魚種の水揚げも困難になってしまう。そのような場合にはヒラメの混獲水揚げも認めるようにして欲しい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容 (体長制限、禁漁期間等)

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

ヒラメを多く漁獲する県の定置漁業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）